平成２６年（フ）第２９６号
大津市石山寺３丁目５番１号　ファインビュー石山１Ｄ、前住所大津市関津６丁目20番５号
債務者　田中　秀典
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９９号
滋賀県野洲市大畑５番８号
債務者　辻澤　清敏
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
鳥取県倉吉市下田中町1065番地　フォルテッシモ101
債務者　角田　利治
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１５０号
山口県下関市綾羅木本町２丁目７番32号　石原アパート101号、前住所山口県下関市綾羅木新町１丁目13番１号、前々住所山口県下関市幸町17番１―307号、前々々住所山口県下関市稗田西町12番13―305号
債務者　木村美紗代（旧姓平原・髙田）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
山口県下関市安岡町２丁目11番５号、前住所山口県下関市安岡本町３丁目17番13号
債務者　西田組こと　西田　輝雄
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
愛媛県四国中央市川之江町624番地の１　西新町団地３区の４―13棟４号
債務者　石川　隆広
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１３２号
愛媛県新居浜市北内町３丁目３番45号
債務者　藤井　　靖
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６２号
福岡県田川郡添田町大字庄244番地の２
債務者　今中　千恵
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第６８号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村2917番地
コーポひとみ２―103
債務者　新名　秀一
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１８０号
鹿児島県鹿児島市樋之口町３番25号　第２ケイエスビル203号
債務者　的野いづみ
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
鹿児島県鹿児島市吉野町807番地23　市住7023
債務者　金丸眞里子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３５６号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目16番10号
債務者　小村　雄市
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７４号
鹿児島県薩摩川内市平佐町128番地９、前住所鹿児島県薩摩川内市水引町611番地
債務者　福吉　るみ（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1538番地12
コーポマルキン５―302
債務者　大濵　裕也
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１９５号
秋田市泉中央５丁目５番３号
債務者　山岡　雄輔
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０７号
秋田市泉東町７番14号
債務者　工藤　信幸
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部